

第1回笠松町議会定例会議決結果

(3月4日開会 3月18日閉会)

第1号 専決処分の承認

(専決第2号)平成26年度笠松町一般会計補正予算

補正額 2,300,000円

補正後歳入歳出予算額 7,753,860,000円

[主な補正内容]

平成27年度から笠松小学校内に通級指導教室を設置するため、教室の改修や備品などを整備する費用の増額

第2号 人権擁護委員候補者の推せん

人権擁護委員 道家 嗣典 氏の任期が、6月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推せんするため、町議会の同意を求めるもの。

第3号 笠松町歴史未来館条例

平成27年6月開館の「笠松町歴史未来館」の事業内容、使用料、運営方法などに関する所要の規定整備

第4号 笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例

「子ども・子育て支援法」に基づき、放課後児童クラブを運営することに伴う所要の規定整備

第5号 笠松町病後児保育の実施に関する条例

「子ども・子育て支援法」に基づき、病後児保育を実施することに伴う所要の規定整備

第6号 笠松町保育の必要性の認定に関する条例

「子ども・子育て支援法」に基づき、保育の必要性の基準その他必要な事項など保育給付の支給認定に関する所要の規定整備

第7号 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例

「子ども・子育て支援法」に基づき、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用者負担額に関する所要の規定整備

第8号 笠松町地域包括支援センターの職員等に関する基準条例

第9号 笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、町が地域の実情に応じて自らの判断と責任により、条例で基準を定めることとされたことに伴う所要の規定整備

第10号 笠松町行政手続条例の一部を改正する条例

行政手続法の一部改正により、法律に規定された要件に適合しない行政指導を受けたと料する場合に「行政指導の中止等」を求める申出制度が創設されたこと、また、法令違反の事実を発見した場合に、これを是正するための「処分等」を求める申出制度が創設されたことに伴う所要の規定整備

第11号 笠松町火葬場施設等整備基金条例の一部を改正する条例

第12号 笠松町火葬場、霊柩車及び墓地使用料徴収条例の一部を改正する条例

町の霊柩車の運用廃止に伴う所要の規定整備

第13号 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例

葬祭費の引き上げを行うことに伴う所要の規定整備

第14号 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例

第6期介護保険事業計画の策定に伴い、計画期間(平成27年度～29年度)の保険料や介護予防・日常生活支援総合事業の経過措置など所要の規定整備

第15号 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例

第16号 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、厚生労働省令を基準として町で定めることとされた指定地域密着型(介護予防)サービスの基準について、同省令が改正されたことに伴う所要の規定整備

第17号 笠松町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

平成26年人事院勧告に基づく企業会計職員の給与改定に関する所要の規定整備

第18号 町道の路線認定

一般県道「東笠松停車場線(県道191号)」の一部廃道に伴う町道認定